

対米投資規制強化の政治過程

——2018年外国投資リスク審査現代化法をめぐる——

Regulating Inward Foreign Investment in the United States:

The Politics of the Foreign Investment Risk Review Act of 2018

杉之原 真子

Masako SUGINOHARA

2018年8月13日、米国において、「2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」が成立した。この法律は、安全保障の観点から、外国企業による対米投資の審査を強化するものである。この背景には、国際経済においてますます存在感を強める中国への技術流出への懸念があった。

このような対内直接投資の規制強化の動きは、国際投資構造の変容の必然的な帰結なのだろうか。あるいは、2017年1月のトランプ大統領就任による「アメリカ第一主義」の現れなのだろうか。議会の党派構成といった米国の国内政治環境は、どのように作用しているのだろうか。本稿は、以上のような問いに答えることを目的として、外国投資リスク審査現代化法の成立の背景および成立過程を検討する。

第1節 対内直接投資規制の強化と中国の対米投資

米国において対内直接投資規制が強化された背景には、中国からの対米投資の増大があった。本節では、中国の対米投資の実態や投資をめぐる認識をみていく。

1. 米国における対内直接投資規制強化の流れ

1990年代以降、海外直接投資（FDI）における新興国の役割が増大してきた。特に2000年代以降、中国による対外直接投資の増大が注目を集めている。これを受けて新興国からの投資に関する安全保障上の懸念が強まり、安全保障を理由とした対内投資規制を導入する動きが各国でみられるようになった（杉之原2017）。国連貿易開発会議（UNCTAD）の『世界投資報告書2018年版』によると、「2017年に新たに導入された投資制限や規制は、主として国家安全保障や、外国による土地・天然資源の保有への懸念を反映していた。特に戦略的資産や技術を有する企業に対する外国からの買収について、審査を強化した国々や、投資審査の手続き厳格化を検討中の国々がある」（UNCTAD 2018: xiii）¹。

米国は中国の投資増大以前から、安全保障の観点から広範な対内直接投資規制の仕組みを備えてきた国である。1988年包括通商法のエクソン＝フロリオ条項により、外国企業等による直接投資の広範な審査・規制を行ってきた。実際に審査を行うのは、対米外国投資委員会（CFIUS）である。2007年には、外国投資及び国家安全保障法（FINSAs）が成立し、CFIUSに法的な根拠が付与されるとともに、国家安全保障の概念が広げられてCFIUSの権限が拡大され、議会への報告義務が強化された（杉之原2017：43-47）。さらに近年の安全保障への関心の高まりを受け、2018年8月に、2019年度国防権限法（National Defense Authorization Act for FY 2019）の一部として「2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」がトランプ大統領の署名によって成立し、対内直接投資の審査が一層強化された。

1 より詳しくは、UNCTAD 2018 pp. 83-87を参照。

2. 中国の対米投資

規制強化の背後に、中国からの投資増大が米国の安全保障に悪影響を与えるとの懸念があることは、広く認識されている。FIR-RMA法案の上院での提案者であるコーニン共和党院内総務は、上院銀行委員会での公聴会で「この法案の背景は重要であり、明白である。それは中国である」と言い、中国の投資について以下のように述べた。

中国はアメリカとの技術格差を埋め、先行するために、合法的・非合法的両方の手段を用いている。その手段の一つが投資であり、中国は投資を利用して、軍産両用の技術を持つアメリカ企業から技術を吸い取ってきた²。

中国の年毎の対米直接投資は、ロジウム・グループの調査によると、2010年の46億ドルから2016年の456億ドルへと大幅に増大した（USCC 2018:36）³。また、中国の海外直接投資の主要な分野としては、2006年から2014年までは天然資源が主な投資対象であったが、2014年以降、ハイテク分野への投資に重点が移っているとされる（White House Office of Trade and Manufacturing Policy 2018:16）。このような変化を、米国が優位を持つハイテク分野での技術を中国が取り込み、米国を経済的に追い越そうとしているにとどまらず、その真の目的は軍事面でも米国を上回ろうとする中国政府の意図の現れであると解釈する見方は、近年米国で広く受け入れられている。

ただし、中国からの投資が米国を席卷しているとみなすのは正

2 Testimony of Sen. John Cornyn, U.S. Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, January 18, 2018.

3 ただし第2節第1項で後述するように、2016年をピークに、2017年と2018年には中国からの対米投資額は減少している。

確ではない。商務省のデータによれば、対米投資の国別の残高を見ると、中国は2017年には第13位であり、投資額は全体の1.4%を占めるに過ぎない（表1）。また投資額の変化に着目しても、2013年から2017年の中国からの投資残高の増大も、カナダや日本といった国に比べて目立つものではない（図1）。

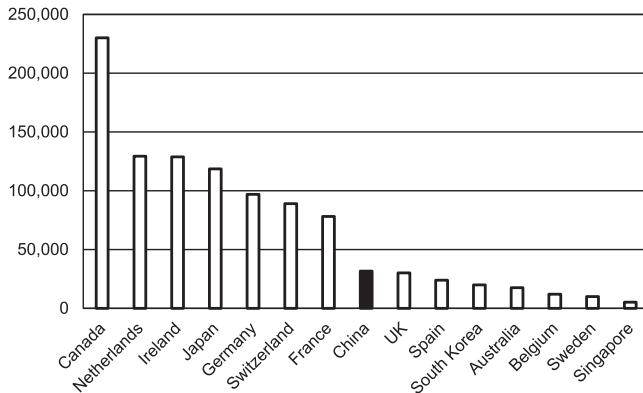
表1 国別の対米直接投資額（2017年残高）

順位	国	2017年残高（100万USドル）	全体に占める比率
1	英国	614,865	15.3%
2	カナダ	523,761	13.0%
3	日本	476,878	11.8%
4	ドイツ	405,552	10.1%
5	アイルランド	328,671	8.2%
6	フランス	301,540	7.5%
7	スイス	201,867	5.0%
8	オランダ	169,155	4.2%
9	シンガポール	88,596	2.2%
10	ベルギー	80,362	2.0%
11	スペイン	73,244	1.8%
12	オーストラリア	73,002	1.8%
13	中国	58,048	1.4%
14	スウェーデン	54,150	1.3%
15	韓国	50,633	1.3%

出典：商務省、SelectUSA

<https://www.selectusa.gov/servlet/servlet.FileDownload?file=015t0000000LKSn>

図1 対米直接投資の国別残高の変化、2013年-2017年（100万ドル）



注：2017年時点での残高上位15か国を対象に、残高の変化をグラフにした。

出典：商務省経済分析局のデータより作成

中国の投資がハイテク分野に集中していることが懸念を呼んでいるのだろうか。中国の対米投資を産業別にみると、2016年のストックでは製造業・鉱業・金融業が多く、情報通信・ソフトウェア・ITサービス業においても投資額が伸びている（経済産業省2018：247）。また、新たな技術の源となるベンチャーキャピタルへの投資においては、2015年から2017年の外国企業による投資のうち、中国からの投資が10-16%を占めていると推測されている（USCC 2018:39）。しかし、対米直接投資全体のパターンから見ると、中国の投資内容自体に極端な偏りはない。中国による対米直接投資が、カナダ、英国、日本といった国々からの投資に比べて格段に大きな注目を集め、米国の安全保障にとって脅威であると認識されるのは、投資内容そのものによるものというよりは、中国の安全保障分野での動きへの懸念ゆえである。

民主化を経ずに経済大国になった中国は、西側先進国とは価値観を異にする。世界第2の経済大国になってからは軍事力を増強し、さらに2014年以降顕著になった南シナ海への進出や、一帯一路構想を通じて、勢力を拡大する姿勢を見せてきた。近年、米中関係は「新しい冷戦」に例えられることが多い。例えば田中(2018:26)は、米中間には「イデオロギーと軍事・安全保障をも包含するシステミックな紛争が展開されつつある」として、貿易をめぐる米中の関係は、1980年代から90年代にかけての日米のような貿易摩擦というより、「似ている現象を探すとすれば、米ソ冷戦に匹敵するのではないか」と述べている。

米中関係が冷戦期の米ソ関係に似たものであるとすると、中国に対しても、相互に利益と成長をもたらす経済関係の深化を図るよりも、相手の成長を封じ込める戦略をとるべきとする考え方が生まれるのも不思議ではない。しかし、冷戦期の米ソ関係と21世紀の米中関係には大きな違いがある。それは、経済的相互依存の深さである。

冷戦期を通じ、ソ連および共産圏の国々に対する米国の経済政策は、それらの国々に経済的利益を与えないことを原則としており、様々な輸出制限や輸入関税、資金貸付の禁止措置などがとられていた（Spero and Hart 1997: 317-332）。米国の貿易に占めるソ連の割合は非常に小さく、1987年にはモノの貿易額において輸出は0.58%、輸入は0.1%に過ぎなかった⁴。

これとは対照的に、米中は貿易をはじめとする経済的相互依存関係で強く結ばれている。1980年に約40億ドルだった米中の物品貿易は、2017年には6360億ドルにのぼり、中国は米国の最大の貿易相手である（経済産業省2018:45）。2017年の米国の貿易額全体に占める中国の比率は、輸入で21.6%、輸出では8.4%に達する⁵。一方、2017年の中国の貿易において米国が占める割合は、輸入で8.5%、輸出で19.0%となっている（経済産業省2018:230）。さらに両国は、単にそれぞれの国内でつくられた製品を輸出入しているだけではなく、グローバルサプライチェーンの中で密接な関係にあり、米国企業のハイテク製品の多くは中国で組み立てられ中国から輸入されているし、中国から輸入される最終製品には米国で生産された部品も多く含まれている（経済産業省2018:45-46）。

大国同士が軍事的なライバルであると同時に、深い経済的相互依存関係で結ばれているという状態は、冷戦期には見られなかった状況であり、経済政策においてもこれまでに経験のない対応が求められているのである。

第2節 対米投資審査と国内政治

第1節では、客観的な投資の状況と並んで、中国の対外政策全般をめぐる認識も、対米投資をめぐる政策決定において重要な役

4 US Census Bureau, “US International Trade Data” より計算。

5 同上。

割を果たすことが明らかになった。では、国内政治要因は、FIR-RMAの内容にどのような影響を及ぼしただろうか。この問いを検討するための準備作業として、本節ではまずCFIUSの審査の概要を述べた後、CFIUS改革に対する主要政治的アクターの姿勢を検討する。さらに、対米投資審査に対する議員の態度を理解するため、議員がCFIUSの審査に働きかけを行った事例について詳述する。

1. 対米投資委員会の概要

対米外国投資委員会（CFIUS）は、外国企業による米国企業の買収が安全保障上の脅威になるかを審査する、米政府の省庁間委員会である。大統領はCFIUSの勧告に基づき、外国企業の買収を差し止める権限を有する。

CFIUSは、財務長官を委員長とし、他に司法長官、商務長官、国土安全保障長官、国防長官、国務長官、エネルギー長官、通商代表および科学技術政策局長が議決権のある委員であり、労働長官と国家情報長官が議決権のない委員を務めている。またオブザーバーとして、行政管理予算局長、経済諮問委員会委員長、国家安全保障問題担当大統領補佐官、経済政策担当大統領補佐官および国土安全保障および対テロ担当大統領補佐官の5名が2008年の大統領令により追加された。大統領または財務長官が必要と認めた場合、個別案件ごとに他の省庁・行政機関の長を委員として加えることもできる。審査は通常、当事者からの任意の通知により開始されるが、CFIUSは通知がなくても審査を開始する権限も持つ。審査過程は非公開である（Jackson 2018）。

CFIUSによる審査対象となる案件は増大傾向にあり、2012年以降、そのうち中国からの投資が占める比率が増大している（表2）。2019年1月時点でCFIUSにより内訳が公開されている最新のデータは2015年のものであるが、審査対象となった投資は中国

関係企業のものが29件と最多であり、カナダ22件、英国が19件、日本が12件と続く。2016年には計172件が審査対象となった⁶。2017年7月のロイター通信の報道によると、2017年のCFIUSの審査件数は250から300程度に増える見込みとされており、FIRMAの成立前から審査対象は拡大傾向にある⁷。

表2 CFIUSの審査対象になった案件に占める中国からの投資の比率

年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
中国からの投資	1	0	3	6	4	6	10	23	21	24	29
全体の投資件数	64	111	138	155	65	93	111	114	97	147	143
中国からの投資の割合 (%)	1.6	0.0	2.2	3.9	6.2	6.5	9.0	20.2	21.6	16.3	20.3

出典：CFIUS, Annual Report to Congress, 2008年以降の各号から筆者作成。

CFIUSの勧告に基づいて、大統領が取引を阻止した事例はこれまでに5例ある (Jackson 2018:7)。初めての事例は、ブッシュ(父)政権下の1990年、中国宇宙航空技術輸出入公司 (CATIC) による航空機部品メーカーMAMCOマニュファクチャリングの買収が阻止されたものであった。

それに続く2例はオバマ政権の下で実施された。2012年9月、中国系企業のロールズ・コーポレーションがオレゴン州のバタークリーク風力発電所計画に関与する米国企業4社を買収しようとしたのに対し、大統領により買収の中止が命令された。また2016

6 2014年から2016年のデータは、次の資料による。CFIUS, "Covered Transactions, Withdrawals, and Presidential Decisions 2014-2016," September 20, 2017 https://www.treasury.gov/resource-center/international/foreign-investment/Documents/CFIUS_Stats_2014-2016.pdf

7 Greg Roumeliotis, Diane Bartz, "U.S. toughens stance on foreign deals in blow to China's buying spree," Reuters, July 21, 2017 <https://www.reuters.com/article/us-usa-china-companies/exclusive-us-toughens-stance-on-foreign-deals-in-blow-to-chinas-buying-spreedUSKBN1A532M>

年12月には、中国の福建芯片投資基金によるドイツ半導体企業アイクストロンの米子会社の買収が差し止められた。

トランプ政権下では、2年間で2例と中止命令の頻度が高くなっている。2017年9月に、中国政府関連企業が出資する投資ファンド、キャニオン・ブリッジ・キャピタル・パートナーズによるラティス・セミコンダクターの買収を差し止めた。さらに2018年3月、シンガポールに本社を置くブロードコムによる米半導体大手クアルコムの買収への禁止命令が出された。このクアルコム買収禁止は、政権の対米投資審査の姿勢について興味深い事例であり、本節第3項で経緯を詳しく検討する。

大統領による中止命令に至る前に、CFIUSの承認が得られず買収を断念する事例もある。例えば2018年1月に、中国のアリババ・グループ傘下のアント・フィナンシャル（螞蟻金融服務集団）がマネーグラムの買収断念を表明した。ロイター通信によると、CFIUSの反対の理由は米市民の個人情報にかかわるデータの扱いについて懸念を払拭できなかったためであった⁸。

CFIUSの承認が得られないことが理由で買収が破棄されたのは、2014年は2件、2015年は3件、2016年は5件であった⁹。また、2017年から2018年第3四半期にかけ、ラティスの買収が大統領による中止命令で取り消しになった件に加え、少なくとも9件の中国による米企業買収が、CFIUSによる承認が得られなかったことを理由に撤回された（USCC 2018: 37-38）。またCFIUSは2017

8 Greg Roumeliotis, "U.S. blocks MoneyGram sale to China's Ant Financial on national security concerns," Reuters, January 3, 2018
<https://www.reuters.com/article/us-moneygram-intl-m-a-ant-financial/u-s-blocks-moneygram-sale-to-chinas-ant-financial-on-national-security-concerns-idUSKBN1ER1R7>

9 CFIUS, "Covered Transactions, Withdrawals, and Presidential Decisions 2014-2016," September 20, 2017. これは中国企業による買収に限定したものではない。

年の1月から7月の間に少なくとも9件の買収提案について、安全保障上の理由からそのままの条件では認められないとの手紙を送ったとロイター通信が報じた。これはそれまでの年に比べて件数が多く、記事では、トランプ政権が安全保障リスクにより敏感になっていることの現れと解釈されている¹⁰。

米ロジウム・グループの調査によると、中国から米国への海外直接投資は、2016年に過去最高の460億ドルに達したのち、2017年には290億ドルに減少した。さらに2018年上半期は18億ドルで、2017年上半期に比べ90%以上の減少となった。この減少は、中国政府による対外投資抑制の方針と、CFIUSによる中国からの投資の審査厳格化の2つに起因するものと分析されている¹¹。

2. 対内投資審査に関する主要アクターの姿勢——トランプ大統領と二大政党

2017年1月に就任したトランプ大統領は、大統領選中には中国からの輸入品に高関税をかけることを公約するなど、通商政策においても異例の強硬姿勢を打ち出していた。就任当初は、通商政策に関して即座に実現に移した公約は環太平洋パートナーシップ（TPP）からの離脱程度であり、かなり現実主義的な方向に舵を切ったとみなされていた。しかし就任2年目の2018年になって、中国からの輸入品に広範囲に関税を課すなど、通商政策で強硬な政策を連発するようになった。トランプ政権の経済閣僚の中で国際協調派として知られたゲーリー・コーン国家経済会議議長は、通商政策をめぐる対立から2018年3月に辞任を表明し、トランプ

10 Reuters, July 21, 2017.

11 Thilo Hanemann, “Arrested Development: Chinese FDI in the US in 1H 2018,” Rhodium Group, June 19, 2018, <https://rhg.com/research/arrested-development-chinese-fdi-in-the-us-in-1h-2018/>

政権の強硬姿勢は一層強まった¹²。

2018年の対内直接投資規制の強化は、このようなトランプ政権の姿勢によって説明できるだろうか。トランプ政権は、確かに直接投資についても中国の脅威を強調している。2018年6月にホワイトハウスが発表したレポートは、「中国の経済侵略がアメリカと世界の技術と知的財産をいかに脅かしているか」と題され、中国への技術流出によってアメリカの優位が脅かされていることを強調している。このレポートによれば、対米直接投資は、国有企業や民間企業、政府とつながりのある投資ファンドによって実施され、スパイ活動、サイバー攻撃や、対中直接投資を行う外国企業に技術移転を強要するといった手段と並んで、中国が米国から技術や知的財産を獲得する手法となっている¹³。このレポートを作成したのはホワイトハウスの通商製造業政策局である。同局長のピーター・ナバロ氏は、トランプ政権の対中強硬政策を牽引する人物として知られている。

しかしこうした懸念は、トランプ政権の誕生によって急に浮上した訳ではない。米議会の諮問会議である米中経済安全保障調査委員会（USCC）は毎年報告書を作成しているが、2012年の年次報告書では、中国の対米投資額は少ないとしつつも、国有企業および政府の影響下にある民間企業からの投資の影響を懸念し、中国の政府関連企業からの投資はすべての件を審査することと、経済上の純益審査を導入することを提言した。ただしこの時の主な理由は、中国政府からの不公正な融資や補助金を受けている中国企業の市場進出が米企業に競争上の不利益をもたらすという点であり、安全保障上の懸念ではない（USCC 2012:22, 61-72）。翌

12 「輸入制限に抗議の辞任 トランプ政権『現実派』去る」日本経済新聞 2018年3月7日

13 White House Office of Trade and Manufacturing Policy (2018), pp.16-20.

2013年の年次報告書では、同じような競争上の懸念を挙げつつ、「中国による投資は新たな問題を突きつけている。国営企業による投資は国家安全保障と経済安全保障の境界を曖昧にするからである。中国の投資の背後には政府の意図や連携された戦略が潜んでいる可能性があり、安全保障上の懸念となりうるのである (USCC 2013:104)」と安全保障問題にも触れている¹⁴。

またオバマ政権では、CFIUSの勧告に基づき2件の対米直接投資に中止命令を出している。大統領による中止命令は1990年以降2012年まで出されていなかったもので、急激な増加といえる。一方でオバマ政権は、対米直接投資そのものには開放的な姿勢を見せていた。オバマ大統領は2011年6月に、投資は雇用や経済成長を生み出すとして「国内外からの投資を歓迎し、支援する」と宣言した¹⁵。

大統領の政策志向以上に重要なのは、2大政党の政策である。トランプは共和党に属する大統領であるが、中国に対する経済政策について、従来からより強硬だったのは民主党である。共和党は長年自由貿易志向であり、1993年の北米自由貿易協定(NAFTA)の成立や、2000年の中国への恒久的最恵国待遇の付与を支持したのに対し、民主党議員のほとんどはこれらの法案に反対した¹⁶。

14 同報告書では、「連邦政府は国家安全保障およびルールに基づく投資レジームの保護に関心を持つものに対して、州政府は税収や地元での雇用といった経済的利益により関心がある」と、米国内の関心の相違にも言及している点も興味深い (p.104)。

15 “Statement by the President on United States Commitment to Open Investment Policy,” June 20, 2011

<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2011/06/20/statement-president-united-states-commitment-open-investment-policy>

16 対中強硬姿勢で知られる前述のナバロ氏は、過去に4回民主党から選挙に出馬しているMolly Ball, “Peter Navarro Used to Be a Democrat. Now He’s the Mastermind behind Trump’s Trade War,” *Time*, August 23, 2018 <http://time.com/5375727/peter-navarro/>

2018年5月、民主党のシューマー上院院内総務は、中国に対するトランプ大統領の貿易政策について「中国への貿易慣行に厳しく臨むことについては、私の立場はオバマやブッシュよりもトランプに近い」との声明を発表した¹⁷。民主党は、中国の対米投資についても制限を辞さない態度で臨んできた。

一方の共和党も、2018年までに中国への強硬姿勢を強めてきた。党内では、トランプのようなポピュリスト型が中国の「不公正な貿易」を強調する一方、安全保障に関心の高い主流派も中国の拡張的対外政策に懸念を深めた。その結果、共和党内でも対中強硬政策が志向されるようになったのである。そして、様々な面で両極化が進む米政治にあって、対中政策に関しては左右の距離が縮まっているのである¹⁸。

これは、世論の対中感情の変化を受けたものなのだろうか。アメリカで2018年の5月から6月にかけて実施された世論調査では、中国に好意的な感情を持つ回答者は38%で、前年の44%から減少した。また、好意的でない回答した者の割合は47%と、「好意的」を上回っている。ただし、アメリカの貿易赤字や、中国との競争による雇用の喪失が「とても重大な問題である」と答えた回答者の割合は、2018年にはそれぞれ48%と51%であったが、2012年には61%と71%であり、2012年から2018年の間にむしろ減少していて、アメリカの世論における中国脅威論が著しく高まっ

17 Press Release, Senate Democrats, May 21, 2018, <https://www.democrats.senate.gov/newsroom/press-releases/schumer-response-to-president-trump-tweet-on-china-trade>

18 Walter Russell Mead, "Left and Right Agree: Get Tough on China," *The Wall Street Journal*, January. 8, 2018. <https://www.wsj.com/articles/left-and-right-agree-get-tough-on-china-1515458432> クックらの研究によると、中国からの輸入品との競争が厳しい選挙区の共和党議員は、自由貿易支持の態度自体は変えないものの、中国に対してはより強硬な発言をする傾向がある (Kuk et al. 2018)。

ているとは言いにくい (Wike and Devlin 2018)。世論の動き以上に政治家の方が対中脅威論を強調する傾向がみられる。

本項でみてきたように、CFIUSの成立までに二大政党、および議会と執政府の間で、中国の経済進出に関する強い懸念が共有される環境ができていた。様々な分野で政策決定者の両極化が進み、政策が決まりにくいアメリカの政治アリーナにおいて、例外的にCFIUS改革については、共和党内のアンチ中国派と、民主党内の保護主義派、そしてトランプ大統領の対中強硬政策の方向性が一致して、改革が実現する機運が高まっていたのであった¹⁹。

3. CFIUS審査への政治的介入

本項では、CFIUS改革に対する議員の姿勢を確認する一助として、CFIUSの審査に議員が働きかけたクアルコムの買収阻止の事例を確認する。

2018年3月12日、シンガポールに本社を置くブロードコムによるアメリカの半導体大手クアルコムの買収を、トランプ大統領が安全保障を理由に差し止め、ブロードコムは14日に買収撤回を表明した。クアルコムは、スマートフォンやタブレットの通信技術で世界的に高いシェアを持つ有力企業である。次世代通信技術の5Gの開発競争にあたって、採算に厳しいことで知られるブロードコム傘下にクアルコムが入れば研究開発が滞り、中国の華為技術(ファーウェイ)にとってかわられるのではという懸念が理由とされた。ブロードコムはファーウェイと密接な関係にあるともされており²⁰、この買収は、中国政府の指揮のもと、米国の5G開発を妨げる目的であったかのように見られることもできる。

19 Kate O’Keeffe, “Lawmakers Push for Tighter Scrutiny of Chinese Investment in U.S.” *The Wall Street Journal*, Feb. 21, 2017, <https://www.wsj.com/articles/lawmakers-push-for-tighter-scrutiny-of-chinese-investment-in-u-s-1487678403>

したがってこの事例は、安全保障の観点からも重要な半導体分野の大手企業が外国企業の支配下に置かれることを避ける目的で、CFIUSが買収を阻止した典型的な事例のようである。しかし、この事例を詳しく検討すると、この判断がかなり異例なものであったことがわかり、国家安全保障だけでなく、企業の経済的利益や政治家の関心関わっていることが明らかになる。

この事例が異例である理由の一つは、ブロードコムが米国にとって「外国企業」であるかが明確でないことである。ブロードコムは登記上シンガポール拠点であるが、主体は米企業である。もともとブロードコムは1991年にロサンゼルスで創業され、2016年にアバゴ・テクノロジーに買収されたが、アバゴ・テクノロジーも米ヒューレット・パッカートの半導体部門を前身とする²¹。そして2017年11月に、ブロードコムのホック・タンCEOはホワイトハウスでトランプ大統領の横に立ち、米国に拠点を移すことを宣言していた²²。拠点の変更は2018年4月に予定されていた。また同社はファーウェイと密接な関係にあるとされるが、経営に関与しているという証拠はなかった²³。

それにもかかわらずこの買収がCFIUSの審査対象となった背景には、買収を阻止しようとするクアルコム自らの動きがあった。

20 石塚史人「クアルコム買収禁止 安保が理由の違和感」日本経済新聞電子版2018年3月14日
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28113510U8A310C1000000/>

21 Ted Greenwald, Kate O’Keeffe and Tripp Mickle, “Rejection of Qualcomm-Broadcom Deal Followed Monthslong Strategy,” *The Wall Street Journal*, March 13, 2018 <https://www.wsj.com/articles/rejection-of-qualcomm-broadcom-deal-followed-monthslong-strategy-1520986563?mod=searchresults&page=1&pos=38>, および「ブロードコムのクアルコム買収、委任状争奪戦へ」日本経済新聞2017年12月4日

22 *The Wall Street Journal*, March 13, 2018. ホック・タンはマレーシア生まれである。

この買収は双方の合意によるものではなく、敵対的買収だったからである。ブロードコムは、2017年11月にクアルコムへの買収提案を発表したが拒否されたため、翌12月に2018年3月に予定されていたクアルコムの株主総会で経営陣の交代を迫るための委任状争奪戦に乗り出すことを表明し、敵対的買収を仕掛けていた²⁴。追い詰められたクアルコムは、CFIUSによる審査を専門分野とする弁護士事務所と相談し、CFIUSの審査が買収を阻止する方法になりうるとして、2018年1月29日に審査申請を提出した。CFIUSへの審査申請は、通常は買収合意が成立した後に両社の合意のもとに行われるため、買収される側が一方的に申請したこの事例は極めて異例であった²⁵。

ブロードコムを外国企業とみなせるかは明確ではなく、CFIUS内でもこの件が審査対象になるかについて見解が分かれていた²⁶。そこへ、議員からの働きかけがあったことが、審査の方向に影響を与えた可能性がある。報道によると、共和党のコーニン院内総務は、2018年2月26日にムニューシン財務長官に対しこの買収をCFIUSで審査するべきだとの手紙を送り、その後も財務省に圧力をかけた。また、他の6名の共和党下院議員も3月1日に、この取引がもたらす安全保障上の懸念を表明する手紙を財務長官に送った²⁷。また、この件に関心を持った政治家は、共和党議員だけではなく、トランプ氏への対決姿勢で知られる民主党のチャック・シューマー上院院内総務も、大統領の買収禁止措置を賞賛し、「中国は最高の技術を盗もうとしている」と述

23 石塚史人「クアルコム買収禁止 安保が理由の違和感」日本経済新聞 電子版2018年3月14日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28113510U8A310C1000000/>

24 「ブロードコムのクアルコム買収、委任状争奪戦へ」日本経済新聞2017年12月4日

25 *The Wall Street Journal*, March 13, 2018

26 同上。

べた²⁸。

クアルコムは2017年にロビイングに830万ドルを費やしていた。これはブロードコムのロビイング費用の100倍にあたり、2014年以降アメリカ企業のロビイング支出トップ100に入り続けていた。こうしたロビイング活動が政治家の行動に影響を及ぼしたかもしれない。ただし、コーニンがクアルコムから献金を受け取っているものの額は小さい²⁹。働きかけを行った議員の動機は政治献金だけではなく、中国の脅威認識にあったと考えられる。

顛末を報じたウォール・ストリート・ジャーナルの記事は、「企業の自己利益と地政学的動機の一致」が情勢を変えたとしている³⁰。クアルコムにはブロードコムによる買収を望んでいた株主も多かったが、CFIUSは、2018年3月6日に予定されていたクアルコムの株主総会の直前に総会延期を要請し、前述のように3月12日、大統領は買収を差し止めた。ブロードコムは14日に買収撤回を表明した³¹。

この結果は、クアルコムにとってコストも伴った。クアルコムはオランダのNXPセミコンダクターズの買収による自動車分野への進出を計画していたが、両社の合意で定められた期限までに中国の独占禁止当局からの承認が得られず、7月に買収を断念し、

27 Ian King, Ben Brody, and Saleha Mohsin, “Qualcomm Outspent Broadcom About 100 to 1 in Lobbying,” *Bloomberg*, March 14, 2018 <https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-03-14/qualcomm-outspent-broadcom-about-100-to-1-in-washington-lobbying>, and *The Wall Street Journal*, March 13, 2018

28 稲井創一「半導体買収阻止に映る米中『技術冷戦』」日本経済新聞電子版2018年3月14日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28099560U8A310C1000000/>

29 *Bloomberg*, March 14, 2018

30 *The Wall Street Journal*, March 13, 2018

31 「クアルコム総会、株主ため息」日本経済新聞電子版2018年3月24日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28542550U8A320C1000000/>

経営戦略を見直さざるを得なかった。これは、CFIUSの判断に対する中国政府の意趣返しである可能性が高い³²。

先に触れたように、CFIUSの審査過程は非公開であり、この事例で政治家の働きかけが審査結果にどのような影響を与えたかは明確ではない。しかしこの事例から、共和・民主両党の議員が、根拠が確実とはいいがたい中国脅威論に基づいて買収阻止を支持したことと、実際に審査の過程で働きかけを行ったことが少なくとも明らかになる。

なおこの事例以外にも、CFIUSの審査過程で議員が働きかけを行うことは珍しくはない。また、議員の働きかけがCFIUSの審査結果に影響を与えなくても、別の手段で買収を阻止した事例もある。2016年2月、中国の投資家グループ重慶財信企業集団がシカゴ証券取引所の買収を発表した。これについて、共和党のピッテンガー下院議員は他の議員45名とともに、買収提案を厳密に審査するようCFIUSに手紙を送った。同年12月にCFIUSがこの取引を承認すると、ピッテンガー議員は証券取引委員会（SEC）に取引を阻止するよう促す手紙を送った。2018年2月にSECは中国勢の株式所有率や議決権比率を問題視して否認し、投資家グループは3月5日に買収案を白紙撤回した³³。

32 「米クアルコム、NXP買収断念へ」Bloomberg（日本語版）2018年7月26日
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2018-07-25/PCFVQ86K50XU01>

33 "Lawmakers Urge Closer Look at Chinese Investment," *The Wall Street Journal*, February 21, 2017, 日本経済新聞電子版2018年3月6日
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO27737850W8A300C100000/>,
および "Pittenger, 45 colleagues raise concerns over Chinese takeover of Chicago Stock Exchange," February 17, 2016 <https://pittenger.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=292>

第3節 2018年外国投資リスク審査現代化法の成立過程

本節では、まずFIRRMAの提出および成立の過程で具体的にどのような論点があったかを確認したのち、FIRRMAの成立過程を検討し、成立した法案の内容がどのように決まったかを考察する。

1. 対内規制強化をめぐる論点

規制強化の必要性については広範な合意が存在していたものの、具体的な内容については様々な議論があった。法案提出前後に議論された主な論点のうち、政治的性格を持つものとしては以下のようなものがあった。

- ①純益審査（net benefits）を審査に含めるべきか
- ②食料安全保障を基準に含めるべきか
- ③議会による監視・介入を強めるべきか
- ④CFIUSの委員を拡大し、食糧安全保障等の分野の考慮を強めるべきか

一般的には、狭い意味での安全保障のみを基準とするだけではなく経済的な脅威も投資を阻止する基準の一つとすることは、中国の脅威を強調する議員にとっては好ましい方向である。その一つの方法が、純益審査の導入である。これは、特定の投資行動がアメリカ経済全般に与える影響を、雇用や安全衛生、製品開発など広範な観点から審査し、アメリカ経済にとって準衛のある投資のみを認めるとするものである（渡井2015：263）。

一方で、政策専門家の間では、経済的脅威を強調することで対内投資を減少させ、経済的機会を失うことが懸念されていた。有力シンクタンクである戦略国際問題研究所（CSIS）のレポートでは、根拠の不十分な脅威論への過剰反応によって国家間関係が

損なわれ、経済的な機会を逃すことへの懸念が表明されている。このレポートによれば、経済要因を審査基準に含めることによって国家安全保障という焦点がぼやけるとともに、他の国にも同様の措置をとる口実を与え、さらに、利益団体によるロビイングを誘発する危険がある (Goodman 2017)。保守系シンクタンクのヘリテージ財団のレポートも、CFIUSの審査に安全保障以外の基準を含めるべきでないとしている。そして、FIRRMAの審議過程で、安全保障に直接関係のない条項が加えられる可能性に懸念を示し、「CFIUS改革をめぐる議会での議論に政治が持ち込まれるのを避けるべきである。さもなければ、議会は再びドバイ・ポート・オーソリティ事件の過ちを繰り返すだろう」と述べていた (Walters 2017: 3)。

2. FIRRMAの成立過程

FIRRMAは、2017年11月8日に上院に提出された。提案者のジョン・コーニンの上院共和党で2番目の地位にある院内幹事である。共和・民主両党から12名（提出時には9名）が共同提案者となり、超党派の法案であった。また下院でも、同様の内容の法案が共和党のロバート・ピッテンガー議員によって同日に提出された。下院での共同提案者は提出時には共和・民主両党から13名であり、のちに50名まで膨らんだ³⁴。

FIRRMAのほかに、CFIUSの権限強化を目的に第115回議会（2017年-2018年）に提出された法案には、次の2つがあった。

①外国投資及び経済安全保障法案

ローザ・デローロ議員をはじめとする9名の民主党下院議員に

34 “S.2098-Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018”<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/2098/cosponsors>

よって、2017年6月16日に提出された。この法案は、外国からの米企業買収の審査にあたって純益審査を導入し、雇用や技術、公衆衛生などへの影響を考慮に入れるとするものであった。デローロ議員は2014年9月および2016年7月にも同様の法案を提出しており、2017年は3回目の提出であった。

デローロ議員がCFIUS改革に力を入れるようになったきっかけは、2013年5月に発表された、中国食肉大手の双匯国際によるアメリカ豚肉生産大手のスミスフィールドの買収であった。中国で米国産豚肉への需要が高まっていることを受けての合意であったが、中国で粉ミルクが汚染されていたり食肉から有害物質が見つかったりといった食の安全をめぐる事件が続いていたため、米国内で食の安全をめぐる懸念の声が上がった。この取引はCFIUSの審査対象となり、デローロ議員は懸念を表明する手紙をオバマ政権の閣僚に送付したが、9月にCFIUSは買収を承認した³⁵。

②「食料安全保障は国家安全保障」法案

2017年3月に、外国企業によるアメリカ企業の買収の審査にあたってアメリカの食糧安全保障を考慮に入れることを求め、CFIUSの構成員に農務長官と保健福祉省長官を加えるとする法案が、上院に提出された。法案の提案者は、共和党のグラッセリー議員と民主党のスタバナウ議員であった。2人はそれぞれ農業が盛んな中西部のアイオワとミシガン州選出である³⁶。

35 “DeLauro Introduces Foreign Investment and Economic Security Act of 2014,” Press Release, September 18, 2014 <https://delauro.house.gov/media-center/press-releases/delauro-introduces-foreign-investment-and-economic-security-act-2014>

買収については、日本経済新聞電子版2013年5月30日 https://www.nikkei.com/article/DGKDASGM3002T_Q3 A530C1 EB1000/ および同2013年9月7日 https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0701 H_X00C13A 9 NNE000/

グラッセリー議員は、同様の法案を2016年7月にも提出している。この法案が提出された直接のきっかけは、2016年2月に、中国の国有企業である中国化工集団が、スイスの大手農薬メーカーであるシンジェンタの買収を発表したことが直接のきっかけであった（渡井2016）。米国でも食料安全保障への関心が高まったものの、この法案は下院には提出されなかった。

これら2つは、いずれも経済要因を審査基準に取り入れることを求めるものであった。しかし、いずれも両院で取り上げられることなく終わった。これと対照的に、FIRRMAは、基本的に審査基準を安全保障に絞った内容であった。FIRRMAは、共和・民主両党および上下両院の協力のもとに作成されただけでなく、執政府の関係省庁との調整も経て提出されたものであり、成立の可能性は高いものとみられていた³⁷。

上下院の委員会ではFIRRMAは超党派の支持を得て本会議に送られた。上院銀行委員会（SBC）では、共和党のトゥーミー上院議員がCFIUSの主要なルールを議会が検討および承認することを義務付ける修正案を提出したが、民主党の委員からの反対に遭い撤回した。また、民主党のヴァン・ホーレン上院議員は、中国の通信企業への制裁措置を大統領が恣意的に撤廃することを禁じる修正案を提出し、これは23対2で可決された³⁸。

また、下院金融サービス委員会では、メディア産業の買収が何らかの検閲につながる可能性がある場合は議会に報告すること、

36 “Senators want food safety review when U.S. firms sold overseas,” *Reuters*, March 14, 2017 <https://www.reuters.com/article/us-agriculture-cfius/senators-want-food-safety-review-when-u-s-firms-sold-overseas-idUSKBN16L1IU>

37 “CFIUS Reform Legislation Introduced in Congress,” *Covington Alert*, November 8, 2017 <https://www.cov.com/en/news-and-insights/insights/2017/11/cfius-reform-legislation-introduced-in-congress>

CFIUSの審査にかかる費用を企業側から徴収すること、審査対象となる取引がアメリカの雇用に与える影響を考慮すること、の3点に関する修正案が提出され、可決された³⁹。

トランプ大統領は、この法案にどのような姿勢で臨んだだろうか。ホワイトハウスは2018年6月27日に公式声明を発表し、FIRRMAへの支持を明確にした。この中でトランプ氏は、法案が「米国の重要な技術リーダーシップ、国家安全全保障、および将来の経済的繁栄を脅かす略奪的投資慣行と戦うための追加的な手段を提供する」と評価した。しかしその直前に、トランプ政権が国際緊急経済権限法（IEEPA）を使って「中国製造2025」にかかわる分野での中国の対米投資を制限または禁止することを検討しているとの報道があった⁴⁰。中国の投資に関する政権内の立場は、FIRRMAによるCFIUSの権限強化を支持するムニューシン財務長官と、IEEPAにより直ちに投資の制限を実施するべきとする、より強硬派のライトハイザー通商代表およびナバロ通商製造業政策局の間で割れていたと報じられた。6月27日のホワイトハウスの声明は、政権が当面FIRRMAの成立を支持しつつ、もし議会が立法に失敗した場合はIEEPAを使う選択肢も残すことを示唆するものであった⁴¹。

ホワイトハウスの声明の直前に、6月18日には上院が、同月26日には下院がFIRRMAを可決した。下院で可決された法案は、

38 “CFIUS Developments: House and Senate Committees Hold Markup of CFIUS Reform Legislation,” *Covington Alert*, May 23, 2018, p.3
<https://www.cov.com/en/news-and-insights/insights/2018/05/cfius-developments-house-and-senate-committees-hold-markup-of-cfius>

39 同上、p.4

40 Bob Davis, “Trump Plans New Curbs on Chinese Investment, Tech Exports to China,” *The Wall Street Journal*, June 24, 2018
<https://www.wsj.com/articles/trump-plans-new-curbs-on-chinese-investment-tech-exports-to-china-1529883988?mod=searchresults&page=1&pos=2>

5月22日に下院金融サービス委員会から送られた案に若干の変更が加えられたもので、より上院の法案に近いものになった。

変更点は、①上院の法案と同様に、CFIUSが申請者から審査に係る費用を徴収できるという条項を付け加えた。(ただし上院の法案と若干の文言の違いがあった。)②審査の期間を上院のものと同えた。③対象となる取引のカテゴリーの定義を上院案のものに近づけた。これらの変更は、上下院が協力して法案の審議にあたっていたことを示唆する。

ただし、この時点でまだ上下院の案には違いもあった。「特別な注意を要する国に関わるセンシティブな取引」の定義が下院本会議での審議で修正されたが、これは上院の法案より幅広い取引を対象にしようのものであった。また、下院案は「外国政府のコントロール下にある取引」の定義に、「特別な注意を要する国」かつ「非市場経済」である国からのすべての投資が対象になるという文言を含んでいた。これは中国を念頭に置いたものであったが、上院案には同様な文言はなく、「外国政府のコントロール下にある取引」の定義はCFIUSに委ねられていた⁴²。これらの相違点は両院協議会で審議され、7月23日に上下院が最終案に合意した。最終案は、上院案に沿って、特定の国(つまり中国)を対象として明示することをしない。ただし商務長官に、2026年まで中国のFDIに関する報告書を作成することを義務付けた⁴³。最終的に法

41 “Updates on CFIUS and Foreign Investment Regulation,” *Covington Alert*, June 27, 2018, <https://www.cov.com/-/media/files/corporate/publications/2018/06/update-on-cfius-and-foreign-investment-regulationpresident-affirms-support-for-firrma-and-cfius-not-ieepa-to-manage-foreign-investment-risks.pdf>

42 同上

43 “CFIUS Update: FIRRMA Finalized, Nears Passage,” *Covington Alert*, July 25, 2018 <https://www.cov.com/en/news-and-insights/insights/2018/07/cfius-update-firrma-finalized-nears-passage>

案は7月27日に下院で、8月1日に上院で、それぞれ与野党による圧倒的多数の賛成を得て可決され、8月13日に大統領の署名を得て成立した。

3. FIRRMAの内容

CIFUSの権限強化・審査対象となる取引の範囲を拡大する目的で成立したFIRRMAであるが、法律の冒頭では対米投資がもたらす利益について述べており、投資そのものを制限するものではないことが明示されている。FIRRMAの詳細は以下のとおりである⁴⁴。

① CFIUSの審査範囲の拡大

改正前には対象となるのは「米国企業を支配する外国企業の投資」であったが、新たに追加された事業活動は以下の通りである。

(1) 一部の不動産取引。米軍施設・空港・港などに隣接する土地の購入・賃貸・譲渡 (2) 重要技術・重要インフラ・機密性の高いデータを持つ米国企業に対する非受動的投資（少額出資でも対象になる場合がある）(3) 外国企業が投資する米国企業において、支配権が外国企業に渡ったり、機密性の高い重要技術・重要インフラ・データなどへの外国企業のアクセスが可能になったりするような権利変更 (4) CFIUS審査の迂回を目的とした取引・譲渡・契約。

② 審査期間の延長

審査期間が、第1次審査では30日以内から最大45日に、第2次審査では45日以内から最大60日に延長された。

44 FIRRMAの詳細は、JETRO「外国投資の審査対象を拡大、審査期間も延長（米国）」JETRO地域・分析レポート、2018年9月3日、<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/27b7f0d176ff32cf.html>、および *Covington Alert*, July 25, 2018による。

③ 簡易届出制度（宣誓制度）の新設と一部取引への義務付け

正式な審査の前に、宣誓書（Declaration）を提出し、正式な審査を受ける必要があるかどうかの判断を事前にCFIUSに求める宣誓制度が新設された。外国政府と「実質的な利害関係substantial interest」がある投資については宣誓を原則義務付け、重要技術の投資についても別途規制を設定すれば宣誓を義務付けることができる。改正前は、CFIUSへの申請は任意であったが、FIRRMAにより一部が義務化された。

④ 審査手数料

改正前はCFIUSの審査は無料であったが、審査手数料の制度も新たに導入された。

⑤ 情報共有

FIRRMAは、同盟国・友好国や米国内の州・地方政府と情報の共有を認める。

一方、議会に法案が提出された時点では、重要技術を持つ米国企業が海外での合併事業などを通じて知的財産などを外国企業に提供する取引も審査対象に含める条項が含まれていたが、これは議会の委員会の段階で削除された。しかし、国防授權法に盛り込まれた「2018年輸出規制改革法」により、米国の重要技術の海外流出への対処がなされることになった⁴⁵。

他にFIRRMAに盛り込まれなかったのは、以下のような点である⁴⁶。

45 JETRO「外国投資の審査対象を拡大、審査期間も延長（米国）」JETRO 地域・分析レポート、2018年9月3日。

46 “CFIUS Reform Legislation Introduced in Congress,” *Covington Alert*, November 8, 2017, pp.11-12. <https://www.cov.com/en/news-and-insights/insights/2017/11/cfius-reform-legislation-introduced-in-congress>

① 経済要因および純益審査

海外投資が米国に純益をもたらすことを示すことや、投資国側が米国企業に同様の投資を許しているかどうかを認可の条件にする相互主義（reciprocity）は盛り込まれなかった。

② グリーンフィールド投資をCFIUSの審査対象に含めること
（ただし一部の不動産投資は対象となる。）

③ CFIUSのメンバー拡大

④ 特定の国を名指しすること

⑤ 特定の形態の投資や特定の国からの投資の禁止

総じて、FIRRMAは提出前および議会での議論を経て、投資制限的な方向性を弱め、あくまでも安全保障上の懸念のみに焦点を絞ったかたちで成立した。また、法案が中国からの投資を意識して作られたものであることは明白であったものの、法案自体には特定の国からの投資を規制する内容は盛り込まれず、中立的な適用となった。中国脅威論が高まる議会において、政治的動機を弱めた穏当な内容になったといえる。

二大政党および両党、そして執政府の機関の幅広い協力を得て法案が作られたことが、このような方向付けを可能にしたと推測される。また、法案が準備されたのが、トランプ政権が対中強硬姿勢を強める2018年ではなく、国際協調派が政権内で一定の影響力を保っていた2017年であったことも影響を与えた可能性があるだろう。

FIRRMAの成立を受け、財務省は2018年10月10日に対米投資規制の詳細を発表した。新規制はパイロットプログラムとして、11月10日から実施された⁴⁷。

おわりに

本論文で検討してきたように、2018年外国投資リスク審査現代

化法による対米投資規制の強化は、中国からの投資の増大と、中国の対外政策に対する米国の脅威認識の拡大を受けて実現した政策であった。この法律の成立は、トランプ大統領の対中強硬姿勢を反映しているだけでなく、規制強化の必要性について超党派の合意が形成されたことで可能になった。

法案の内容は、2017年時点での他の提案と比較して相対的に穏健なものであり、中国を特別に審査の対象としたり、経済要因にまで審査の基準を広げたりすることはなかった。その背景として、上下両院、共和民主両党、および議会と執政府の広範な協力の下に法案が作られたことが指摘できよう。

法案は成立したが、今後の対米投資規制のあり方はCFIUSによる運用に左右される。またその過程で、大統領や議員が影響力を行使する例も出てくるだろう。対米投資規制の方向性を理解するためには、今後の動向を注視していくことが欠かせない。

【参考文献】

- The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) (2017), *Annual Report to Congress for CY 2015*, September 2017
- Goodman, Matthew P. (2017) "The China Challenge and CFIUS Reform," *Global Economic Monthly* Vol. 6, Issue 3, March 2017, Center for Strategic and International Studies) <https://www.csis.org/analysis/global-economics-monthly-china-challenge-and-cfius-reform>
- Jackson, James K. (2018) "The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)," Congressional Research Service, June 19, 2018
- Kuk, John Seungmin and Seligsohn, Deborah and Zhang, Jiakun (Jack)

47 これによると、規制強化の対象は半導体や情報通信、軍事など27産業となり、航空エンジン・部品、アルミニウム精錬、石油化学、ナノテクノロジー、光学レンズ製造など細かく指定された。また、少額出資でも事前申請を義務付ける。対象となる産業への対米投資が完了する45日前までにCFIUSに申告をし、違反した場合は最大で予定していた取引額と同額の罰金を科す。日本経済新聞2018年10月11日夕刊3ページ。

-
- (2018), “The Partisan Divide in U.S. Congressional Communications After the China Shock,” 21st Century China Center Research Paper No. 2018-03, July 23, 2018 <https://ssrn.com/abstract=3218738>
- Spero, Joan Edelman and Jeffrey A. Hart (1997) *The Politics of International Economic Relations*, 5th Edition, Routledge
- United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) (2018), *World Investment Report 2018 - Investment and New Industrial Policies*, UNCTAD, June 6, 2018
- US China Security and Economic Review Committee (USCC) (2012), *2012 Annual Report to Congress*, November 2012, https://www.uscc.gov/sites/default/files/annual_reports/2012-Report-to-Congress.pdf
- US China Security and Economic Review Committee (USCC) (2013), *2013 Annual Report to Congress*, November 2013, https://www.uscc.gov/Annual_Reports/2013-annual-report-congress
- US China Security and Economic Review Committee (USCC) (2018), *2018 Annual Report*, November 2018, https://www.uscc.gov/Annual_Reports/2018-annual-report
- Walters, Riley (2017) “FIRRMA: Lighter Touch Needed as Senate Introduces Legislation to Improve Investment Security,” *Issue Brief*, The Heritage Foundation, No. 4785, November 21, 2017
- White House Office of Trade and Manufacturing Policy (2018), “How China’s Economic Aggression Threatens the Technologies and Intellectual Property of the United States and the World,” June, 2018, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2018/06/FINAL-China-Technology-Report-6.18.18-PDF.pdf>
- Wike, Richard and Kat Devlin (2018) “As Trade Tensions Rise, Fewer Americans See China Favorably Concerns about China,” Pew Research Center, August 28, 2018 http://assets.pewresearch.org/wp-content/uploads/sites/2/2018/08/28101349/Pew-Research-Center_U.S.-Views-of-China_Report_2018-08-28.pdf
- 杉之原真子 (2017) 「対内直接投資の政治学: 日米の事例から」『年報政治学』2017年度第I号、pp.36-56
- 経済産業省 (2018) 『通商白書平成30年』経済産業省
- 田中明彦 (2018) 「貿易戦争から『新しい冷戦』へ」『中央公論』2018年11月号、pp. 26-37
- 渡井理佳子 (2015) 「アメリカにおける対内直接投資規制法の展開」『慶應

法学』33号（2015年10月）、pp. 245-264
渡井理佳子(2016)「アメリカにおける食料安全保障と対内直接投資規制」『慶
應法学』36号（2016年12月）、pp. 125-144